

地域密着型サービス事業者公募に対する質問と回答

No.	質問内容	回答
1	令和8年度に小規模多機能居宅介護を整備目標に掲げているが、令和6年度内に2回目の公募計画はあるのか。	令和6年度の公募は、今回、公表したものののみです。
2	1 法人が、グループホーム3ユニットの公募は可能なのか。	1ユニット又は2ユニットのいずれかに応募してください。
3	看護小規模多機能居宅介護の応募を考えており、人財確保（看護師）の観点から、令和6年度は小規模多機能居宅介護で応募し、令和8年度に小規模多機能居宅介護から看護小規模多機能居宅介護へ変更することは可能か。	第9期介護保険事業計画で、看護小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護は公募を行うことになっています。また、サービス毎の指定であるため、年度ごとの公募の際に、応募し、選定される必要があります。（例えば、令和6年度に小規模多機能型居宅介護に選定・指定を受けたことをもって、令和9年度から看護小規模多機能型居宅介護に転換できる（指定を受けることができる）わけではありません。）
4	令和6年度～令和8年度において認知症対応型共同生活介護は6ユニットの整備目標があるが、令和6年度の計画数より応募数が上回った場合は、選定される場合はあるのか。	公募要項に定めた募集数を上限に選定します。
5	「令和6年度中に工事に着手し、完了後速やかにサービスを提供すること」とあるが、例えば令和6年度内に着工し、令和8年度の完成・事業開始となる計画でも良いのか。	「完了後速やかにサービスを提供する」計画であることを要件としており、着工の翌年度のサービス提供を想定しています。なお、「工事に着手」とは、工事を開始すること（着工）を意味します。（契約締結のみでは「工事に着手」したことにはなりませんので、ご注意ください。）
6	福井県に事業所がないため、福井県や福井市に税を納めていない。その際、提出する県税と市税の納税証明書は、法人の主たる事務所の所在地である県や市のものでよいか。もしくは、任意様式で、未納がないことの証明をする誓約書の提出でもよいか。なお、34都道府県にて介護保険事業所を運営している。	法人の主たる事務所の所在地である県や市の納税証明書を提出してください。
7	土地と建物が自己所有でなくても、補助金（施設整備と開設準備）の交付対象になるか。弊社グループ内の不動産会社が土地を購入し建物を建て、弊社がその会社と、土地と建物の賃貸借契約を結ぶことを検討している。補助金の対象にあたるのは、土地と建物両方自己所有か、土地か建物いずれかが自己所有か、土地建物どちらも自己所有でなくてよいのかを教えてください。	土地及び建物が運営法人の自己所有の場合に補助金の対象となります。 ⇒改めて県に疑義照会を行ったところ、県の見解に相違がありましたので、次のように訂正します。 「運営法人が建物を建て、自ら所有する場合に補助金の対象となります。土地については、自己所有ではなくても、長期的に確保されていることが必要となります。」
8	事業開始日について、申込書類に事業開始予定日の記載がありますが、今後計画が進む中で変更可能な期間について、上限の定めはあるのか	「完了後速やかにサービスを提供する」計画であることを要件としており、やむを得ない事情で工期延長になる場合などを除き、着工の翌年度のサービス提供を想定しています。また、補助金の交付についても、着工の翌年度に速やかにサービス提供をすることが要件となります。

地域密着型サービス事業者公募に対する質問と回答

No.	質 問 内 容	回 答
9	法人の決算書について、直近3事業年度分とは、令和3～5年度分の3事業年度分で差し支えないか	確定した過去3か年分の決算書を提出してください。
10	平面図について、他サービス種別も新築予定であり、今回の申請にあたり平面図上に他サービスを併設して届出は可能か。 ※申請予定のサービスの敷地と区別がつくようにします。	可能です。施設の共有があれば、専有部分と共有部分が明確になるようにしてください。他サービスについては、本公募とは別に申請が必要となりますので、事前に介護保険課のサービス担当者と調整を行ってください。
11	小規模多機能型居宅介護事業所を認知症対応型共同生活介護事業所へ転換しサテライト事業所としたいが補助金の対象となるか。	第9期介護保険事業計画で、認知症対応型共同生活介護は公募を行うことになっています。小規模多機能型居宅介護の指定を受けていることをもって、令和6年度から認知症対応型共同生活介護に転換できる(指定を受けることができる)わけではありませんので、本公募に応募する必要があります。 補助金の交付については、建物(土地、建物は自己所有であること)を改修する場合は対象となります。 また、サテライト事業所を設ける本体事業所は、医療・介護・福祉サービスについて3年以上の実績が必要であること、サテライト事業所のユニット数は、1または2で、本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4までです。 ⇒改めて県に疑義照会を行ったところ、県の見解に相違がありましたので、上記取り消し線のように訂正します。